

水産委員會議錄第十四号

昭和二十四年五月十六日(月曜日)

午前十時十七分開議

出席委員

委員長 石原 國吉君

理事鈴木 善幸君 理事玉置 信一君

理事平井 義一君 理事松田 鐵藏君

理事林 好次君 理事沙間 一良君

理事小松 勇次君

川端 佳夫君 川村善八郎君

五島 秀次君 田口長治郎君

富永格五郎君 永田 節君

夏堀源三郎君 西村 久之君

足立 梅市君 奥村又十郎君

水野彦治郎君

出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

(經濟安定本部 生活物資局長)

總理事務官 東畑 四郎君

水産廳長官 飯山 太平君

(海運總局長官) 秋山 龍君

運輸事務官

委員外の出席者

專門員 小安 正三君

專門員 齋藤 一郎君

五月十六日

松田鐵藏君及び早川崇君が理事に追

加當選した。

本日の會議に付した事件

理事の互選

漁業法案(内閣提出第一八六号)

漁業法施行法案(内閣提出第一八七

号)

水産行政に関する件

○石原委員長 それではこれより會議を開きます。

水産行政を議題といたします。秋山海運總局長官が御出席になられましたので、本委員会とも重大の關係のある造船法について、御質問があれば、これを許します。

○鈴木(善)委員 秋山總局長官に對しまして、造船法のことについて、当局の御意見を伺いたいと思ひます。ただいま衆議院に上程されておりますところの造船法を検討いたしました。私どもが第二國會以來海運行政について、当局にいろいろ要望して参りましたこと、はなはだしくその内容に對して遺憾を感じておるものであります。つきまして、まず伺ひたい点として、今回の造船法の立案にあたりまして、水産廳等の關係当局との法案を作成するにあつて十分な御協議が行われ、政府としての意見の一致を見た上で、この法案が上程されたものであるかどうかという点をお伺ひしたいのであります。これは國會がかねてから漁船行政の所管の件につきまして、いろいろ議論を闘わし、水産行政の総合一元化と関連いたしまして強く取上げて参つておる点は、速記録等を通じて、運輸当局においても十分御了知の点であつたと思ひます。

○秋山政府委員 造船法の問題について、御質問でございますが、この法案を作成いたしましたつきまして、実は事務當局の者をいたしまして、それぞれ各省に折衝協議させておりましたので、私といたしましては、事務當局との御連絡は十分いたしておつたと思ひておるものであります。何分にもたゞいま御指摘の点については、從來からの非常な沿革の長い問題でございます。水産行政の一環という見地から、漁船建造の監督を移管してほしいということをお伺ひ言われておるのであります。

そのことは、実は大正以來の問題と申しましうが、非常に歴史の長い問題でございます。しほく議題に上つたのでございますが、その都度私どもとしては造船行政の一元化の必要という点から、常にどうしても御要望に應ずるわけに行かないということを申し上げて参つて、今日に至つておるような問題なのでございます。本法の制定をた

いへん急いでおりますのは、実は運輸省設置法が上程されて、あらゆる行政がすべて法律に基いてこれを行うことを必要とするのでございますが、私どもが持つておりました造船事業というものが、占領後廢止になつております。これは當然新しい造船法を制定することを條件として廢止されておるのでございますが、いろいろ意見の一致その他の点において時間を消費いたしましたので、今日までその運びに至らなかつたのでございますが、運輸省設置法の施行に伴ひまして、ぜひとも行政の根拠を法律にすることが必要であり、關係方面よりもこれが施行の立案を非常に要望されて、会期その他の關係でこれが提案を急ぎました關係上、あるいは最後の段階において、農林當局の御不満があつたと存するのであります。この問題は、私どももいたしまして、やむにやまれぬところがございます。どうしても原案通りに行かなければならなかつたのでございます。その理由を二、三申し述べてみますと、漁船は一時漁具であるが、船舶であるかというやうな問題が、非常に争われたのでございます。そのときに、時の政府委員が申しますに、白馬馬にあらずんば、漁船は船にあらずべし、こゝういふことを書いて残しておりましたが、まず漁船が船であることは間違いないのではないかと。そういたしますと、造船所というものが船をつくり出す場合に、それが船舶でありまじうと、漁船であり

まじうと、多少設計その他の点について違ふところはありまじうが、造船事業としては、まったく一つのものでありまして、その一つが運輸省に移管せられ、他のものが水産廳等の他の官廳で所管せられるものであります。と、造船事業に対する監督がいわゆる二元化されて、行政機構としても複雑になります。また造船業全体の監督と申しまじうか、保護といふか、そういう点において責任が不明確になるというやうな点から、また業者として非常に迷惑をいたすのでございまして、その点で一元化を当方は必要とするのであります。

第二の点といたしましては、たとえば漁船の建造と、一般貨物船の建造とを二元の監督にいたしますと、資材のやうな点にいたしまして、またつた二元的な統制を受け、かつ現場におきましても、その二つの資材を別々にしなければならぬということになるのでございますが、さやうなことになるのでございます。現在の資材の非常に不足しております場合に、その資材を彼此融通いたしまして、おのの必要とする船舶の建造を促進するといふやうな場合には、非常にきつうくつになつて、この点は貨物船の面から見ても、漁船の面から見ても、あえて好ましくないと思ひます。こゝに資材のうちで、修繕用の資材のごときに至りましては、これはどういふ技術的にも二つにわけるとは困難でございます。船が修繕を必要として

造船所に参りますのは、たとえば人間が病氣になりまして医者にかけるのと同様でございます。そのときの造船所といたしましては、手持ちの資材のあらゆるものを動員いたしまして、その救助に應ずる必要があるでございます。医者に参りまして、あなたの分は割当がないからきようは診察ができませんというようにことがあつては困るのであります。どうしても一元的な船舶の修繕資材という点において、資材を活用することが最も時宜に適するものと存するのであります。

それからまた造船所全体として見ました場合には、運輸大臣と農林大臣の両方から造船に対する監督を受けるといたしますと、現在の造船能力は、わが國では非常な過剰な状態になつておるのであります。これをいかにして均等に公平に各造船所を維持統合してやつて行くかということは、一つの大きな問題になつておるのであります。もし船舶の監督と貨物船の監督とを別々にいたしますと、造船注文の彼此融通というやうなことも、非常に困難になるのでございまして、かくては造船業界の、それによつて利益を得る者は別といたしまして、他の者は非常な不安を受けるというやうなことになるのでございまして、造船事業全体を最も有効かつ能率的に運営いたしまして、しかもこの難局を切り抜けるためには、やはり造船事業の監督は一元的でなければならぬと思つております。また船舶の管理と申しますか、あるいは造船に対する責任と申しますか、そういうふうなものは、連合國關係におきましても、これを一つの責任者において所管せたいというやう

な希望を持つておるのであります。たとえば船舶としての漁船の登録と言いますか、船体としての情報と言いますか、そういうつたものは一つのエージェントを通じて握つてもらいたいというやうなことも言つておるのであります。かような点から申しましても、責任の分割ということはなかなか困難なように考えるのでございします。現在におきまして、しからば漁業に関する行政と漁船の建造に関する行政がわかれておりますために、非常な不便があるということにつきましては、これは立場あるいは見方によりましていろいろ問題があるかとも思つております。けれども、現在におきましては、漁業に関する行政監督の方は、漁業の所管廳である水産廳において御決定になるのであります。たとえば新たに漁船をもつて漁業をなすというやうなときには、水産廳において御決定になりまして、その船舶としての建造許可は、造船の能力あるいは造船の能力、他種船舶との需要の緊急性の比較、竣工期限、所要材料というやうなものを勘案いたしまして、私どもの方で許可いたしておるのであります。両省の間において、事前に十分の連絡をとつておきまして、私どもの方は、漁船の建造につきましては漁業の所管廳の御判断を極力尊重するという建前に立つておるのでございまして、大した不便はないのではないかと、いふに考へておるやうな次第でございします。さういふ事情になつておるもので、これは立場々々によりましていろいろ議論はあると思つております。すけれども、歴史的に見ましても、長い間の数々の争ひを経まして、やは

りこれがいよいよ何回も落ちついて來ておるのであります。そういうやうな状態にありますところに、造船法の制定を非常に急がなければならぬ關係にございまして、あるいは最後の点において水産當局の御不満があつたかとも思つておりますけれども、結局におきまして、所管問題あるいは行政機構の問題は、とりあえず現狀を変更しない範囲におきまして、各省設置法を緊急に制定なされまして、そしてその後の調整の問題は、行政機構刷新審議會で審議するというやうな御方針のうちに承つておるのであります。そういうやうな意味におきまして、もしこの問題につきまして、なお検討の必要があると思つたれば、行政機構刷新審議會等において、十分の御討議を願つたならば、この御方針は、かように考へておる次第であります。

○鈴木(警)委員 ただいま秋山政府委員から運輸當局のお考えを承つたのでありますが、私どもがまず第一に意外といたしますことは、大屋運輸大臣も秋山長官も、事務當局が十分水産廳との間に意見の一致をみたものと考へて、この法案を議會に出した、こういうお話のやうであります。ところが實際はさうでない。水産當局においては、この第五國會に突如としてこの造船法案が提出されたそのことすら、十分に事前に承知してゐなかつたという点から考へましても、大臣や長官が、運輸省水産廳の間で十分意見の一致をみた上でこの法案が作成され、上程されたものでないことを御存知なく、不用意に上程されたという疑念がまだ解けないのであります。この折衝は、

造船局長の手にて行われたものと考えるのであります。一体船舶局長は、この点において、水産廳との間に十分に協議を遂げ、意見の一致をみた上で秋山長官、運輸大臣の決裁を経て上程したものであるかどうか。この点を重ねて伺ひたいと思つております。

○秋山政府委員 ちよつと所用がございまして、船舶局長は参つておらぬのでございしますが、先ほど申し上げましたように、私の判断といたしましては、相當の連絡をいたしたと存するのでありますけれども、すでにこの問題は事務當局及び当方としては、こういう勿々の際には解決し得ないものでございまして、從來の経過にかんがみまして、とうていお譲りすることはできない事柄だと思ひますので、先ほど申し上げましたように、造船法の制定を非常に緊急といたしましたやうな事情から、これを至急に、とにかくとあえす制定し、御賛成を願ひたいといふやうに提案をいたしましたのでございまして、もしこの問題につきまして、なおこれ以上の研究を必要とするといひますならば、行政機構刷新審議會、運輸審議會も設けられることであるから、そういうところにおきまして、第三者を交へましたところにおいて十分御検討を願ひたい、かように存じておる次第でございします。

○鈴木(警)委員 それから先ほどの秋山長官の御説明の中で、漁船はあくまで船であるというお話であります。が、船でありますと同時に、漁業におけるところの最も有力なる生産手段である。これは秋山長官といへども絶対に否定し得ないところの事実であらうと思つております。この漁業における最も重要な生産手段であるところの船舶は、漁業の許可あるいは認可あるいは漁網、燃油その他の漁業用資材あるいは漁船の建造資金、あるいは漁業の生産計画、こういうやうな総合的な漁業生産計画との関連において、十分勘案した上で、この漁船の造船計画あるいは修理の計画が考えられなければならぬのであります。單なる貨物船等との関連において、ただ船をつくるという観点からのみ取上げました場合には、わが國の漁業行政は十分なる運営を期待することはできない。あくまで漁船は生産手段であり、この漁船を度外視しては日本の漁業行政は成立たない。こういう観点にわれわれは立つものであります。あくまで漁船が有力なる生産手段であるといひますならば、漁業の生産計画を基調としたところの総合的な漁業行政が、まずもつて十分なる調和の上に立つて行われなければならない、こう考へるわけであります。この点に関する長官のお考えを承りたいと思つております。

○秋山政府委員 ただいまの御意見はことにその通りでございまして、漁船には船たる面があると同時に、漁業におかれましては最も重要な生産手段であるといふことは、きわめて事理の明白なことと存するのであります。しかしながら、この漁船たる船を使つて漁業という業を行なはれます業と、その船をつくる業とは、これは利害その他まつたく別個の人格が扱つておるわけにございまして、造船業というものは、また一つの独立の立場から監督保護をされなければならぬ立場にあると思つてございします。漁船が漁具

として持つております面から見まして、國家的ないろ／＼な資材資金その他の御計画のあることは当然でありまして、その点は水産廳においても御努力になつておるところでございます。そうしてきまりました総合的な水産計画のうち、漁船の建造を具體的にどうするかという問題につきましても、造船業の立場からこれを調整する問題が起るのでございまして、当方としては、貨物船の建造の見地から調整するというような考え方は持つていないのでありまして、貨物船の必要、あるいはその建造計画というようなのは、私どもの方におきまして、海運局という面におきまして、ちようど水産廳がやつておられると同様な國家計画、資金資材の計画等につきまして十分の努力をいたしまして、それを資材の面におきましては、ただいまでは資材部を通じて出ず。また漁船に関する分も資材部においてとりまとめて、安本等におきまして、國家的全体を見まして、その緩急の度をはかつて参りまして、そうしてきまりました方針に従ひまして造船を進めるといふことにいたしておるわけでありまして、従つて私どもが漁船の建造に関する行政を、造船行政の一元化という見地から主張いたしますことは、何ら漁船の水産業における重要な生産手段であるという面を規制いたしておるものではないのでございます。

○鈴木(善)委員 だん／＼運輸当局の眞意がはつきりして参つたのでありますが、ただいままでの御答弁を通じては、つきりわかつて参りました点は、運輸當局は造船行政の一元化、すなわち造船所のやりやすいように行政をやつて参りたい。造船所本位の立場からそういうような考えを持つておる点がはつきりして参つたのでありますが、全國とあります幾百かの造船業者の立場を擁護するために、それらの便益を強く考えるために、三百万の漁民諸君が行政上非常に複雑、不便な立場に追ひやられるということに相なるわけでありまして、はたして造船所に対する監督なり、あるいはこれに対するところの諸般の行政上のせわをみる点、確かに重要な点ではありますけれども、そのために漁業者が非常な不便と、手続上その他非常な時間を要したり、不利な立場に置かれるということ、これは單なる行政の一元化というやうな、機械的な考え方だけでは容認できない点であると私どもは考えるのであります。かりに造船の許可を出すにいたしましても、長官もお認めになつておりますように、漁業の許可、認可、あるいは漁業用資材、あるいは漁業の資金その他と関連いたしまして、水産廳ではたしてこの漁船の建造を認むべきかどうかという審査を加えた上で、運輸省の方にその建造許可の申請をやるということでありまして、運輸省が直接漁船の建造許可を独自の立場で出せるということには絶対に参らないのであります。どうしても水産廳をいへん經由して、資材その他の面からの十分なる審査を受けた上でなければ、造船許可は出せない、こうなつて参りますと、どうしても二つの官廳を通らざるを得ない。それよりは漁業の許可、認可、あるいは資材、資金、そういう面を査定審査いたします官廳において、あわせてその行政部門において、一本に造船許可もここで結果が出る

せるようにすることが、一番漁船の建造を迅速的確に、しかも能率的に行うゆゑであるといふ／＼は考へるのであります。今の造船法の行き方では参りますと、どうしても二つの官廳を通らなければ、この造船許可は出せない。これがそうでなく、運輸當局において独自に建造許可を出せる、こういうものでありますならば、漁業者としては何ら不便を感じないのであります。どうしても運輸省が漁船の建造許可を握つておる限りにおいては、その前提として、漁業との関連において審査をどうしても経なければならぬ。この点において非常な時間的な、あるいは手続上の不便を除去することができない。造船業者の立場も重要でありましようけれども、大衆漁民の立場がさらに大きなものであるといふことを、當局は十分お考えになつておられるかどうかというのを重ねてお伺いしたい。また造船資材の面でもありますが、これは安本當局において、十分漁船の面と、貨物船その他の面とを源泉において、特定分離をしてやりますれば十分事足りることでありまして、なお造船所において貨物船と漁船との間の資材の融通というやうなことは、これは資材の操作上において、時間的に一時融通し合うといふやうなことは、適当に配慮すればできることであるわけでありまして、安本當局において十分資材計画を立ててやれば、何らの不便がない、こう考へておるわけでありまして、その点についての長官の御意見を伺いたいと思つております。

○秋山政府委員 漁業者のお立場を強調された御議論でございますが、漁業者のお立場にお立ちになるときにきかしましては、まことに妥當適切な御意見であると思つております。しかしながらその立場は、また海運業者というもののやはり同様を持つておりまして、手続といたしましても、やはり海運業におきましても同様な手続になつておるのでございまして、たゞ／＼少し建物の距離は近いかもしれせんが、私どもが一般貨物船の建造を計画いたします場合には、先ほど申しましたやうに、やはり海運業者の注文者の資金計画、あるいは事業計画というやうなものは、一つの別な範疇といたしまして、これを検討いたすのでございまして、そうして資金の手当等をつけまして、それを造船業へ持ち込むわけでございます。その関係は海運業と水産業と何ら異なつていないのでございまして、なおしかし両方から参りますこの二つの造船の注文は、やはり別に資材としてはとりまとまして、船舶局あるいは資材部を通じて、安本と交渉してその年度の國家計画を決定し、そうしてそれを造船業のもとに集めておきまして、それを國家計画に従つて、その資材の範囲内において双方に許可を與えて、建造をいたしておるやうな次第でございます。なおただいまのお話にございましたやうな、水産業者側の方にいへば、御不便もあると思つておりますけれども、事態がそういうふうな海運業、造船業、水産業というふうな三つにわかれておるわけでございます、この関係の事務の取扱ひにおきまして、できるだけ御不便のないやうに努めるといふことは、またわれ／＼の當然の義務でございますので、從來とも注意して参つておるのでございます。將來とも一

層注意を拂ひたいと存じておる次第でございます。

なお資材の面につきまして、わくをわけたらどうかというお話でありますけれども、わくをわけるといふことは、なかに／＼實際の面において、資材の相互融通その他一本になるというところは、なかに／＼言うに言われない妙味もあるところでありまして、これをきつぱりわけるといふことは、相当たくさんの方からのストック資材を持つておる折柄、また修繕に關しましては、先ほど申し上げましたごとく、どういきつぱりわけるといふことは困難なことではございまして、私どももいたしましては、やはりこれは一本で持ちまして、しかもそのときの緊急狀態に應じて彼此融通の上、國家計画に従つた建造計画を、できるだけ早くまとめるやうに持つて行くことが必要だ、かやうに考へておる次第でございます。

○鈴木(善)委員 この造船法を通覧いたしましたして、どうも戦時立法的な殘滓が残つておるやうに感じてならないのであります。戦時中の立法でありますところの海運統制令でありますとか、あるいは臨時船舶管理法でありますとか、造船事業法でありますとか、そういうやうに戦時中に何でもかんでも戦争目的を達成するために、漁業者の不便もあらゆるものを犠牲にして、統制して行かうというやうな強権的な統制立法が、今度の造船法の中にもそのままだま持ち込まれて來ておるやうな感じがしてならないのであります。この点について運輸當局は、前々からやつて來たことをそのままこの造船法の中に取入れたのであつて、何も今までとかわつたことではない。あくまで運輸當局

○秋山政府委員　造船法に関する全般的な御批判でありまして、その御批判はある程度当つておるとは存じておるのであります。但し先ほどもやや造船な線まで運輸当局においてこの法案を修正なされる御意思がありますかどうか、この点をお伺いしたいと思うのであります。

法立案の経過を御説明申し上げましたごとくに、造船事業自体が戦時中非常な拡張を遂げまして、そのあとをどうするかというような問題がまだはつきりと見通しのつけ得ない状態におきまして、運輸省設置法との関係で、われわれがやつておきます事柄につきまして、どうしても法律根拠を要する、というような事態になりましたがために、こういうふうな体裁にならざるを得なかつたような次第でございます。しかしながらこれが事態の推移に應じて、この点御了承を得たいと存じます。

まして、あるいは許可に基準を設けるとか、あるいはその他いろいろな考え方につきましては、経済情勢の緩和なり、あるいは賠償その他に関する方針を決定してもらへる時期になるといつたようなことを考え合せまして、逐次民主化と申しますか、新しいそのときの事態に即應するように改善して行きたい、かように考えておる次第でございます。

○鈴木(善)委員　なお性能試験の問題につきまして、若干御意見を伺いたいと思うのであります。漁業の面からいたしまして、漁船の船体及びエンジンの性能を試験するということは、先ほど私が強調いたしましたように、漁船は船であると同時に、あくまで有力な生産手段であるという面からいたしまして、漁場の関係あるいは魚の習性、あるいは貨物船等と違ひまして、荒天

○鈴木(善)委員 この造船法を拜見いたしました。従来より私もがやや滴足しております点は、二十トン未満の下において作業をするという特殊事情からいたしまして、漁船としての漁業に適するところの性能を保持するとい

船の数が非常に少かつた当時においても、通信、農林兩大臣の共管に相なつておつたように記憶しておるのであります。敗戦後漁船の数は減つて参り

ましたけれども、逐次復旧いたしました。百十萬トンを数えるような大きな勢力に回復しております。今日におきましては、この漁船の性能試験ということ、大きなやりの分野をなすものと考えておるのでありますが、これを従前通り運輸大臣と農林大臣との共管において実施するところまで、運輸当局としてはお考えになつていただけないものであるかどうか、この点を重ねてお伺いいたします。

いうものを設置することに相なつておるようでありますが、この審議会の委員に対しまして、貨物船等の現有トン数と漁船の保有トン数との比重から勘案いたしまして、同数ないしそれに近い数の委員をあげて、漁船がこの審議会においてあまり軽くないようにな、漁船も貨物船と同等の比重において、十分審議研究が遂げられるような措置を講ぜられる御意思があるかどうかう

か、この点もお伺いしたいと思うのであります。

○秋山政府委員　漁船の試験について

と政府委員との質問應答を承つておりますと、まことに不快な感じがいたします。すなわち官僚のなわ張り争い根

情ということが、非常に露骨に現われ
ておるよう感じられるのです。これ
について、二、三お尋ねをいたしたい
と思ひます。ただいま政府委員のお言
葉によりますと、造船法案を国会に提
出するに際して、なぜ水産廳と事前に
話し合ひをしなかつたかという質問に對
しては、從來話し合ひしたこともある
が、どうせこの法案は話し合ひしても
話し合ひはつかぬと思う。従つてこれは
運輸省の方でまず法律として出す。つ
まり水産廳の方には何ら相談をかけず
に出しておいて、そうして法律を通し
てからあとに、漁船のことについては
行政審議會でしかるべく御相談をし
てくれ、こういう御答弁であります。しか
し造船法案——運輸大臣の專管にする
という法律を通して、おいて、そうして
あとは國會の方で適當に相談してく
れ。まことにこれは政府としては虫の
よ過ぎるお言葉であります。運輸省で
あるが、水産廳であるが、同じ政
府の官廳であります。政府官廳で双方
が十分な話し合ひを遂げずして、あとの
しりは國會にまかせる。これは官僚の
非常にかつてな言分である。運輸省の
側としては、造船ということは運輸の
方が八割、九割を占めるようなお考え
かもしれませんが、それは運輸省の側
のお考えであつて、われ／＼にとつて
みれば、漁船は造船の半分以上を占め
る。漁船こそ漁業の中核である。それ
を何も水産廳に相談もなしに、また話
合ひを遂げずにこの法律を出す。これ
は政府としてはなほだ國會に對して
不誠意なやり方であると考え。重ね
て政府委員の御意見を承りたい。

○秋山政府委員 ただいまおしかりで
ございますが、私もいたしまして
は、先ほど申し上げましたように、二
十数年來造船事業というものをやつて
來たという点からいたしますと、そ
の監督は一元的でなければならぬとい
うことでございまして、また現在その
通りの官制になつておるわけでありま
す。現状を法律化するという上におき
ましては、私は何ら他省の権限を侵犯
いたしておるとは存じておらないので
ございまして。しかし問題をいろいろ各
方面から常に検討する必要があるの
でございますから、新しい問題につきま
しては、十分の御審議と將來の御是正
をお願いいたひ、かように考えております。

○奥村委員 造船は二十何年來運輸省
で專管すべきものであると考える。そ
れは運輸省の方のお考えである。そこ
で水産廳に對して、事前に何の御相談
もなしに、造船法案という形で一挙に
造船事務を、特に漁船の監督行政の事
務を運輸省に奪ひとつてしまふこのや
り方に対して、私は不満を持ち、疑い
を持つてあります。しかしこれ以上
お尋ねしても、どうも満足な御答弁は
得られぬと思ひますが、もう一步進ん
でついでに御質問いたしたいと思ひ
ます。水産廳は、われ／＼はむしろこ
れを水産省にして、日本の水産行政を
確立したいと思ふ。従つてごく最近に
おいて漁網の生産配給においても、今
までは商工省と水産廳と両方で監督し
ておつたが、二、三日前安本長官の裁
定によつて、これを水産廳一本で監督
するところまで持つて來た。漁船は漁
業の生命である。それを今抜き打ち的
に運輸省へ抜きとられてしまふ。四、
五日前まで水産廳が何らこれを知らな
かつた。まことに不愉快な話でありま
す。しかしこれは議論になる。そこで

ついでにお尋ねしたいのは、何がゆ
え漁船の建造までも運輸省が一本にと
らなければならぬか。その理由につ
きまして、ただいまの政府委員の御説
明では、満足はできないと思ふのであ
ります。すなわち漁船の方は、大体に
おいて百トン以上の漁船というものは
ごくわずかでありまして。総漁船の隻数
あるいはトン数から行きますと、五
パーセントに達しないのであります。
従つて百トン以下の船が大部分を占め
る。運輸省の方は私は詳しく知りませ
んが、貨客船で運輸省の專管しておる
分については、おそらく百トン以下の
船はごくわずかであらうと思ふ。従つ
て一應百トン程度を区切つて大体わけ
られるものと思ふのであります。その
百トン以下の漁船の領分を、根こそぎ
この造船法案によつて運輸省に持つて
行かなければならぬその理由がはつき
りしない。またただいま鈴木委員に對
してお話によりますと、性能試験に
おいて、大体貨物船と同じような試験
でよろしいというような御答弁であり
ますが、それは運輸省の方のかつてな
お考えであつて、漁業においては年々
漁法がかわつており、性能試験は漁業
の立場から特殊の試験がまたあらうは
ずである。それを水産廳の長官がそう
いうことを言われるならわかります
が、運輸省の係官が、漁船については
それでよろしいということを言われて
も、われ／＼は承知はできぬのであり
ます。この意味において、あくまでも
漁船は漁船として、水産廳ではつきり
わけて管轄すべきである。また資材の
ごときにおいても、漁船と貨物船とは
おのずからそこに必要の種類、分量に
おいてもかわりがあると思ふ。この意

味において、あくまでも漁船は水産廳
が管轄すべきであると思ふが、これに
對する運輸省の御答弁は満足できぬの
でいまひとつついでにお尋ねいたし
ます。

○秋山政府委員 ただいまのお話の中
に、運輸省が漁船に関する管轄を奪つ
たというふうなお話がありましたが、
が、事實はそうではないのでございま
して、私どもの方がずつと專管いたし
ておりますものを、水産關係に移して
はどうかという問題が起つておるので
あります。私どもは漁船に関する管轄
は、ずつと艦船局時代からやつて参つ
ておるわけでございまして。なお漁船の
性能試験その他の問題についての御質
問でございまして、これにつきまして
は、私どもが申し上げてゐるのは、別
にこしらえるということも一つの案で
はございまして。しかしながら私ど
もは、ただいまの船舶試験水漕あるい
は船舶試験研究の施設をつくつて参り
ますのにも、実に長い間の苦心をいた
したのでございまして、しかもその苦
心の結果、御案内と思ひますが、こ
れは貨物船の方面でありますけれども、
かの大平洋において覇を争つたような
りつばな船体をつくるのができまし
た。この点は少くとも大平洋における
貨物船の一つの革命を起したのであり
ます。そういうふうなりつばな実績及
びこれに基くデータをもつておりま
す。また物的施設も非常に多大なもの
でございまして。従つて一つの船、波こ
ういうものに対する優秀な性能のもの
をこしらえようという、科学的にみま
すときわめて共通的なものの上に立つ
ております場合には、その設備とそ
の人と、その経験とデータとを一緒

に使つて行くという方が、國家的に經
済的により大きな効果があるのでは
なからうかということ、申し上げて
おるわけであります。

○奥村委員 ただいま管轄のことでお
話になりましたが、私の今お話しして
おりますことは、この造船法案につい
て申し上げてゐるので、この法案によ
れば、二十トン以上の船舶は、漁船と
いわず一切の船舶は運輸大臣の許可なく
しては建造できない、この運輸大臣の
許可ということが、結局漁船の建造一
切を支配する、また性能試験におい
ても、運輸省が行う、こういうことにな
つてゐるから、それをお尋ねしたので
あります。

第三に、ただいまの御答弁によりま
すと、船舶一切については、運輸省一
本でこれを監督しろ、その方が望まし
いということが、司令部の意見である
という、これをにおわされたのでありま
すが、これについてお尋ねをいたし
たいと思ひます。これも二、三日前か
らこの國會で問題になつております。
ほかの省のことではあります。機構
改革のこの際において、一部官僚がな
わ張り維持するといひますか、擴張す
るという考えもあつて、か、關係方面
のお声がかかりを利用して、いろいろな行
政改革において工作をしておるやうな
疑いがあるという話が、予算委員會で
もあつたのであります。そういうこと
については明白にしておかないと、わ
れわれもこの問題は解決できないと思
ひます。ただいまの關係方面云々のお
話について、關係筋の方でこれに對し
ていかなる御意見であつたか、もう少
しはつきり申していただきたいと思ひ
ます。

○秋山政府委員 ちよつと速記をとめていただきます。速記を中止してください。

○石原委員長 速記を中止してください。

(速記中止)

○奥村委員 それでは水産廳長官に以上の御答弁によつて一言お尋ねをいたしたいが、ただいまの政府委員の御答弁によりまして、この造船法案によつて、一應漁船も運輸大臣が許可するということで行く御方針が明らかになりましたが、大体今日まで、この法案提出まで、官廳間において何の話し合いもなく、しかも水産行政にとつて、漁船の監督行政、これは切つても切れぬ重大なことであるが、これらの点について長官はどう考えておられるかお伺いいたします。

○玉置委員 その前にお尋ねしたいのですが、私先ほど来、鈴木委員、奥村委員と政府委員との質疑應答を拜聴いたしておりましたが、奥村委員も最初申されましたが、どうも私まだ納得できないのであります。運輸省においてこれを固執せなければならぬという理由を發見できないわけなのです。先ほどの鈴木委員の御質問に対する御答弁で、いろいろ重複いたしますが、さらに私お伺いしてみたいことは、水産廳と運輸省との間に、事務的な十分な連絡があつたと思うというように最初は答弁されましたが、後に鈴木委員の質問追及によりまして、それは從來の行政のあり方から、すなわち二十数年來やつてきましたその関係からいつて、この方法により法案化することがきわめて適當であるというような答弁をされております。そこに非常に矛盾のあることも發見されたのでございます。

しかもこの閣議決定の當時におきましては、農林大臣も、所管の運輸大臣すらも、はつきりこの法文のこうした両省に關係のあるきわめて重要な問題についてのみ込んでおらずして、これが決定したというようなことも、大臣御自身の口からも承つておるのでありますが、そうしますと、先ほど奥村委員が申されたように、どうも從來の官廳の官僚間のなわ張り争ひのように聞えるわけなのであります。従つて、私はここに重ねて秋山政府委員にお聞きしたいことは、どうしてもこれを固執せなければならぬ理由を、もう少し具体的にひとつ御説明を願いたい。私の考えるところによりますと、ただこの關係筋の問題と資材の關係以外においては、運輸省においてあくまでも所管せなければならぬという理由が存在しないように思うのであります。先ほど鈴木委員からも申されましたように、どうもこの法案の内容からいいますと、戦時立法の殘存とでもいいますか、そうした氣分が濃厚にあり、また政府御自身におかれまして、ある程度そういうことを認めるとまで言つておられるのであります。遺憾ながら占領下にある現日本の立場、それから敗戦後の資材不足というやうなことで、こうした法案を必要とするわけでございますが、できれば自由に、しかももう少し合法性のある方式に改めて行くべきだと、かように考えるのであります。もちろんこれが水産廳の所管になりましたら、船舶試験のいわゆる水槽及び試験研究所のこうしたりつぱなものを活用して、水産廳においてもやり得ることでありまして、この点はお互い協力すれば、何ら支障なく

してこうした性能試験その他のことも完全にやり得るのであります。あくまでもこれを運輸省所管とせなければならぬという点には、私疑問を持つものであります。もう少しひとつ具体的に御説明願いたい。これを逆に考えまして、むしろ農林省がこうした船舶を所管するといふやうなことがあつた場合に、運輸省といたしましては、農林省と同じやうな立場のもとに、こうした観点からいろいろと疑問を持つのではないかと私は考えるのであります。立場をかね、実際の今日の漁船が漁業生産手段の重要根幹をなすといふ、しかも食糧補給の面あるいは國民蛋白質の補給の面から考えてみて、とうていなおざりにすることのできない、國家經濟再建の重要な役割を果すこの漁船行政の面につきましては、相当運輸省といたしまして、過去に去つたものと、新しき方式で臨むべきであらうと思つて、ここにこの点を特に御認識願つて改められたらどうか。これに固執されないで、改めるところは改めて行かれた方がよいのではないかと、かように考えまして、御一考を促すと同時に、所見をお伺いしたいのであります。

○秋山政府委員 漁船の建造、許可に關する關係を農林省へ譲つてはどうか、かういふやうな御意見と存するのであります。その理由等につきましては、先ほど來る御説明申し上げましたやうに、造船業といふものから見たら、現在なおこれをいゝゆる自由な状態に置くことができないやうな状態にあるのでございまして、一面には建造能力の非常に多いという問題もございまして、また資材その他の面

から非常に注文が少い、かういふやうな状態になつておりますので、これを今急に造船業全体としての監督を二分化するといふことは、非常に困難かと思つております。特に資材の面から考えました場合には、これも先ほどから繰返し御説明申し上げましたごとく、これにわくを設定しまして、一般貨客船の造修と漁船の造修とをわけるといふことは、實際においてもほとんど不可能なのであります。そういう方面から、ただいまの段階といたしましては、やはり過去すべての經濟が自由でありました時代においても、自由であつたがゆえにいかもしれませんが、一元的な監督行政をいたして参つたのでありますからして、かういふやうな際には、そういう事情もあつて一元的な監督をすることが、海運業から見た造船業、水産業から見た造船業といふものが、まったく健全に行かなければならぬといふ点においては、利害が一致した方がよいのではないかと、かように考えておる次第であります。

なお試験研究につきましては、できるだけ御協力をして行きたい。それまた、それだけの試験研究設備を運輸省が所管いたしておられるので、これらの事務を運輸省が所管いたして行きたい、かように考えております。なお實質的な内容について、たとえば造船技術審議会の答申を通じて、できるだけの船をつくらせて行きたいといふことについては、私ももととしてはあつた限りの努力をいたしたい、かように考えております。

○飯山政府委員 奥村委員の御質問にお答えいたしたいと思います。漁船行政に關する所管の問題について水産廳はどう考えておるか、かういふ御尋ねと思つております。先ほど秋山長官から、二十年來の問題であるといふことを申されたのであります。そのお言葉によりまして、水産當局として漁船行政を水産廳當局に移したといふ考へのおつたことは、歴史的にもはつきりしておるのであります。従ひまして、私といたしましては、ぜひともこれは水産廳に移管してほしい、かういふ考へはつきり持つておるのであります。その点については、秋山長官に質問することはこの場合許されませんが、私の見解を述べるところを許してもらいたい。それは運輸省が船舶造船の工業を管理するといふことはどこから來ているか、工業といふことであるならば、これは商工省に屬する、つまり通産省に屬すべきである。かういふ原則的に考へております。もし運輸省が造船を持つておりますとすれば、これは船舶運営という事業の面から來ている、かように考へておるのであります。従つて水産廳が漁船を管理することとはまったく軌を一にする、私はかように考へておるのであります。従つてこの際には、ぜひとも運輸省の原則に基くならば、当然水産廳に移管すべきものである、かういふ結論を私は持つております。

それからなお資材、造船所の管理についての御質問があつたのであります。その点については、私は意見を異にします。それは資材が關係するところ、たとへばいろいろ資材が各官廳にわかれております。必ずしも造船資材のみが運輸省一本で管理しなければならぬという理由は私は見出せないの

を委員長にちよつと伺います。

○石原委員長 他に質問はありませんか。

○砂間委員 秋山海運総局長官と水産廳の飯山長官の政府委員が二人そこに並んで所管争ひをやつておる、こういうことは実に醜態だと思ふのですが、しかし漁船の建造や許可の点についてどつちの所管にした方が正しいかという点につきましては、これはこれまで各委員が申された通り、農林省の所管にするのが正しいということはわかりきつておることだと思ふのであります。ただし、私はこれまでの漁船の建造の許可やあるいは金融の面なんかについてずつと見て参りますと、先ほど田口委員は業者を中心にして業者の意見を聞いてやつてもらいたいというふうな発言がありましたけれども、その業者というのが主としてやはり大きい資本家的な業者の声が強く反映しておりまして、零細漁民の漁船建造というふうな点については非常に軽視されて來た、これは終戦後の漁船の建造の経過を見ればつきりしている。いづれの官廳でその所管を持つにせよ、この建造の許可や、いろいろな手續などにつきまして、もつと民主化した方法によつて、これまでの官僚主義的なやり方を根本的にかえて行く必要があると思ふのです。たとえば今瀬戸内海やあるいは沿岸の漁業におきまして、小さい船ではどうしようもない、やつて行けない、できれば十隻、二十隻の小型の船を持つておる人たちが、それを協同組合でもつくつて出し合つて、そうして一ぱいか二はいの大きな船をつくりたいというふうな計画もあるのですが、そういう方面では、資金の点

七

についても非常に困難なような実情に置かれていた。ですから小さいやつではなく、大きいやつをつくるについで、そういう場合にやはりもつとそういう意見を聞いてやつて行くような必要があると思う。運輸省所管については、これは農林省がやるというのが正しいという事は、私もそう考へておるのですが、今後の運営については、これまでの官僚独裁的なやり方をかえまして、もつと民主的な方法でやつて行く意思はあるかどうかという点をお伺いしたいと思つております。

○石原委員長 砂間君、水産廳への質問ですか、運輸省への質問ですか、それとも両省への質問ですか。

○砂間委員 さしあたり運輸省の所管でありますから、秋山長官にお尋ねたいと思つております。

○秋山政府委員 ただいまの御質問は、水産業者の漁船の建造を許可するについて、民主的な方法でやつてくれということに私は了解するのであります。が、そうすると私のお答える範囲に属さないものであります。私どもは水産廳の方において漁船の建造を許して、そして漁業を新たにさしめることがよろしいときまつたものにつきましては、それがある造船所が建造することがはたしてその造船所でないかどうかという点を検討する、こういう立場に立つておるわけでありまして。

○砂間委員 事実上そういう形になつておつたら、何もこれを運輸省に持つて行く必要はないのではないですか。

○秋山政府委員 それをそういうふうにするという事を、そこに規定するわけでは。

○石原委員長 お諮りします。この問

題はもう質問は盡きたように思つてあります。一言私の所感を述べて、そしてこの質問を打ち切りたいと思つて。元來この造船に関する事は、日本の政府としては逓信省が所管しておつたものであります。それがたまた行政機構の改革によつて、逓信省と鉄道省が合併になつたときに、この問題は今の運輸省の所管ということになつたのであります。それは今逓信省がわかれ出た今日から見れば、逓信省の遺産が運輸省に残つておるといふのとどまるのであつて、運輸省が二十何年も苦心したということをお秋山政府委員が言われるけれども、それは逓信省時代のことであつて、運輸省當時にそういう苦心のあとはないはずであります。従つてまたこの遺産を争うのには資格もないと私は心得るのであります。当然これはこの際水産廳に少くも捕鯨船を除いた以下の船舶は移管すべきであると思つております。この所感を述べて、この漁船に関する委員会はこれで終ります。

次に経済安定本部生活物資局長並びに生鮮食品課長の御臨席がおりますから、この際水産物の統制の問題について質問を行います。御発言を願います。

○西村(久)委員 議事進行について発言を求めます。ただいまの造船法関係の一部修正は、これは急を要する問題でありますので、この意見書を運輸委員長並びに内閣委員長に出すことはよろしいのでありますが、われ／＼水産を代表する議員といたしましては、一部修正の修正案を出して争うようにならぬとも限らぬのであります。従いまして、修正案をすみやかに整備いたし

まして、関係方面との折衝を重ねる必要があるのではないかと思つております。この点に対して委員各位の御意見を拜聴して、遅れをとらないようにしたいという考へを持つてであります。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 ちよつとお諮りします。実はこの問題につきましては、運輸委員長より連合審議の申し入れに対して、その時間がない。よつてそれぞれ意見を書面でも出してもらいたいという事で、そのとりはかりをいたしたわけでありまして、ただいま西村君の御発言によつて、修正案を出すということに全員御同意があれば、そのとりはかりをいたしたいと思つております。

○西村(久)委員 委員会からは修正案は出されないのでありますから、委員各位個々の意見として、全員の署名を願つて、常任委員会の決議でなしに提出する運びを、私も委員としてとらなければならぬのではないかと思つております。従いまして皆さんの御賛同を得ますれば、そういうふうな形で私は進んで行く方がよいのではないかと考へます。取扱いはいかようになりましようとも、いずれになつても会期が短い今日でありますから、目的達成のために遅れをとらないだけの処置を、委員長としてお考えおきを願つて、お運び願いたいと思つて存じます。希望を述べておきます。

○石原委員長 これは本会議へ修正案として出そうという御意見ですか。

○西村(久)委員 もちろんその通りであります。これが私どもの意をむかえて、運輸委員会の方で修正をして参りますれば、もちろん異論はないのであ

ります。ところが会期切迫いたしましたし、どさくさまぎれにこの案が出ますし、私どもは委員会でも審議しておる間に通らぬとも限らぬのであります。そういう危険に差迫つております今日でありますから、その運びをいたしますのに手落ちのない方法をとつておきますれば、提案者が修正をし、――もし原案をそのまま運輸委員会がのんで出しても、私どもの修正の意見がはつきりそこへ対抗して参りますから、提案者の説明等を願います時期を與えてもらふ。そして私どもは提案者の意見を極力主張をいたしまして修正の目的を達成する、こういうことになつて来るのではないかと思つております。手違いのないようにしたい、かように考へております。

○奥村委員 それに関連して――ただいま西村委員も言われますごとく、まごまごして参りますと手遅れになるやもしれぬと思つて。それで各委員は各所屬の党を動かして、この修正案の貫徹に努力しなければならぬと思つて、この所管大臣として、農林大臣のこれに対する意見を承り、なおまた農林大臣としても閣議に出ておられることでありますから、農林大臣の方からも努力していただかなければならぬ。この意味において農林大臣の御出席を求めて、大臣の御意見を承りたいと思つて存じます。

○石原委員長 とりあへず大臣は出席を求めておきます。ちよつと速記をやめて……

○石原委員長 速記を始めて。それで集出荷統制の問題について質疑を継続いたします。

○鈴木(善)委員 水産食料品の配給統制の問題につきまして、安本当局に若干の質疑を行いたいと思つて。水産物の統制が技術的にきつて困難であり、その技術的に不可能に近い統制を、むりに戦時中からやつて参つておりますために、生産及び消費の両面に對して、非常な矛盾という／＼支障を來しておることは、当局も今日までの統制の体験を通じて、御承知のことと思つてあります。しかるに今日魚の生産は逐次生産力が増大いたしました。相当魚の出まわりがよくなつた。他面消費の面におきましては、國民購買力の枯渇とも関連いたしました。また主要食糧その他野菜等の配給確保の問題とも関連いたしました。消費者の面からは今日機械的、一律的な悪平等な水産物の配給は、その必要を認めないという声が出て來てゐるのであります。事実出荷されましたところの水産物が、東京初め六大都市等におきまして、相当量拒否されてゐる。しかもそれは、魚の鮮度が低下をして、配給に不向きなためではなくて、消費者に直結するところの小賣業者が、毎日の配給で、配給を受けない者がある等のために拒否品として、それを正規のルートからはずしてゐる、こういう状態に相なつてゐるのであります。政府は先般野菜の統制をはずしてゐるのであります。が、水産物の統制も、野菜と同じように、これを全面的に統制を撤廃する御意思があるかどうか。まずこの点からお伺いしたいと思つて存じます。

○東畑政府委員 政府は水産物の統制を撤廃する意思はないかという御質問の趣旨と伺います。水産物の統制は長く継続してゐるが、その実効がなかな

情がどれだけ違つておるか、こういうことはもはや議論の余地がないので、實際を見學して調べてみたときにおいて、初めてその結論が生れるのではなからうか、しかも拒否された魚はどうなつてゐるか、拒否という理由は私はないものと思う。實際において鮮度のいい、りつばなものゝ来ておるのに、その魚が拒否されるという理由はどこにあるか。公定價格によつて統制配給がりつぱに行つておるのに、拒否されるというのは、魚があり余つておるのことに、購買力がないということに原因するのである。その購買力のないということも、現在は小賣業者は登録制を持つておるがために、その登録店舗は一日に二時間か三時間のあきないでやつて行けるのであります。しかも拒否された魚はどうしているか。市販はその拒否された魚でも公定價格に賣られて拒否された魚でも公定價格に賣られてゐるという現状であります。この点を役所の方々は、小賣商人から買うときに、いまだに公定價格より安い魚を買つたことがないために、今日まだそういうようにお考えがなつてゐるのだ。しかるに小賣業者は市場から拒否品を買つて行つて、公定價格によつて賣つてゐる、こういうことであるのであります。その点をはつきりと現場を調査して、見て行つたならば、私はこの委員会でもまた役所においても、もう議論をする必要がないのじやなからうか、こういう考えをするのであります。この場合において委員会は委員会の決議を経て、役所と同道して市場の實際の状態を研究してみる必要があるのではなからうか、こう考えられるのであります。

○石原委員長　ちよつと、農林大臣が

今見えましてから、今の答弁を保留して……ちよつと速記をとめてくださ

〔速記中止〕

○石原委員長 速記を始めてくださ

い。

東畑政府委員の御説明を願います。

○東畑政府委員 先ほどの御質問にお

答えいたします。統計数字を問われま

す、現実がそうであるという事は

私も重々承知いたしております。

また最近東京その他の都市に対する魚

の入荷の多いことも承知いたしてあり

ます。また入荷の多いために、場合に

よつては問屋等におきましてマル公を

割つておるといふことも承知いたして

おるのではありません。そして非常に拒否

が多い。拒否が多いという事は事実

であります。何ゆゑに拒否をするか

という問題につきましては、いろいろ

研究をしておるのでありますが、場合

によつてはこれを自由販賣にするため

に拒否する例もあつたようでありま

す。また場合によつては、小賣の末端

において有効需要がないために、い

ろの魚の種類がほしい。末端でい

ろな魚が賣れないから、有効需要が

足りない。そのためにいろいろ他の三

種なり四種なりの魚がほしいが、魚の

入荷がでないために、一應拒否をし

て持ち帰つて来るという様な事実も

あるのではありません。私が先ほど申し上

げましたのは、末端の消費者の統計数

字を申し上げたのですが、先ほどの御

意見のごとく、末端においても確かに

マル公を割つておるといふことが、現

参るわけでありまして、何ゆゑに末端

においては実効価格であつて、中途の

段階においてはマル公なのかという件

につきましては、いろいろ御意見があ

るようについております。

〔委員長退席、鈴木(善)委員長代

理着席〕

あるいは登録別人口によるということ

をおやりになつたために、小賣が特權

化しておるのじやないか、それを撤廃

したらよいのじやないか。また野菜の

ごときはやはり同じ制度でありまして

も、現実にはマル公配給なりマル公に近

い実効価格というものに消費者統計と

いうものが現われて来ておるわけであ

ります。遺憾ながら水産物は、これ

は三月よりはわかりませんが、そうい

う趨勢がまだ今のところはつきりされ

ていない。関係方面等における折衝に

おきまして、現実を知らぬじやない

かということですが、実は私個人も現

実を知らないではありませんが、それ

を言うわけにも参りませんし、結局そ

ういう客観的なデータというものに

よつて考へる必要があるのではありません

て、都市の消費者統計に、今お話にな

りましたようなことが事実であります

れば、四月、五月ごろにはおそろくそ

ういう数字が現われて来るのではない

か、そうすればこれは野菜と同じく統

制を撤廃いたしまして、消費者價格

というものは上らないし、また魚價、

鮮度等もよくなるという事実がある

と思うのであります。われ／＼はそうい

してあるかのような答弁であります。

私はここに資料を持つて来ておるので

す。何かあなたの方で統計に基いての

お答であります。それであればそ

れは当然だと思います。私ここに加

工品としての販賣の状況——これは五

月の統計であります。四、五日前のも

のであります。四、五日前のものでは

どうかマル公を維持してございま

す。にしん製品、これはまだ全部の出

荷が終つておらぬではありまして、

が、マル公の大体八〇〇の見込みとい

うことであります。いかの製品、ほし

するめ、塩蔵いかは八〇〇、それから

九〇〇、塩蔵いかは八〇〇、それから

たら製品、これは九〇〇、焼くお極

上品は一部分マル公、その他は八〇〇、

こんぶは一等品がマル公、二等品九

五〇以下、その他の加工品を施した生

産品であつて農林大臣の指定したも

の、たとえば塩蔵さば、ほつて、さん

まといやうなものは大体マル公の

八〇〇になつております。鮮魚の場合

でも加工品の場合でも、東京の入荷は

大体毎日五百トンぐらいの入荷になつ

ておると思つております。そうして東京

から各地方に運送してあります。東北

の方へまた貨車に積んで送つてありま

す。そうしたような状況であるため

に、いわゆる拒否品と称して配給業者

が安く買おうという機会をねらつてお

るのであります。安本の方では何かお

うしたような実情を御調査になつてお

りますか。これは私の調査ですが、違

したものをお話したのであります。加

工品につきましては、たとえばこん

ぶ、焼くわ、いか製品というものに

つきましては、よほど実情は申し上げ

たのと違ふと思ひます。最近の消費統

計は出ておりませんので持つてござい

ませんが、われ／＼としましては、関係

方面に公認されておりますものは消費

者統計数字の問題であります。この統

計数字によつて実はいつも論議をして

おります。加工水産物等につきまして

は、おつしやるような現象があるとい

は、おつしやることは申し上げられ

かと思ひます。ことに表面としまして

は、むしろマル公を割つておるとい

うな現象がある。こういうものにつ

きましては、われ／＼としましては統

制をはずすという努力はいたしてお

るのです。水産物全体を達観して、野

菜のごときは必ずやということにつ

きましては、それだけの自信を持つて

やる時期にまだ到達していない、こう

申し上げたのであります。

○玉置委員 私この機会に農林大臣に

お伺いいたします。その第一点は、鮮

魚の統制の見通しはいかんであります

か。

〔鈴木委員長代理退席、委員長着

席〕

先だつて物價廳、安本の方も御出席

でしたが、その際にお伺いをしたとこ

ろ、関係筋では、まだこの消費統計の

面から見て十分鮮魚がしまつていな

い。そうした理由で、今にわかに統制

には少いのであります。實際は國

民の家庭には相當な量が配給されてお

る現状であります。従いまして農林大

臣として、その後関係筋と折衝された

ことがありますかどうか。また將來ど

の程度に統制をはずす御意思でありま

すか。このことをまずお伺いいたしま

す。

それから第二点は、肥料の價格と統

制の解除の問題であります。これ

も先般の委員会におきまして、私の質

問に対して大臣から、肥料、飼料の統

制なんかは、公團で統制するといふこ

と自体が間違つておる。こういうもの

は將來はずすべきだといふ御意見があ

りました。委員一同非常に共鳴してお

りました。その後水産廳當局の御意

見によりますと、大臣の答弁された

ことは実情とは違つておりました。実

は関係筋からはむしろ強く統制せよと

いう指示を受けておるのだ。こういう

ような御意見でありました。しかし

實際問題として、すでに魚肥が相当つ

くられております。この魚肥を今日の

價格形成によつて押えて行くといふこ

とになりますと、生産者は莫大な損失

を來すばかりでなく、肥料として供給

するといふことはとうてい不可能であ

る。といつて需要者側の要望にこたえ

てこれを出荷せんとすれば、そこに取

締り面において違反をかかすというよ

うな、非常に痛しきゆしの状態に置か

れておるのであります。当然これは強

化というよりも、統制をはずす方がい

は、当然統制をはずすべきである。か
ように思うわけですが、これに
対する農林大臣の御所見をお伺いいた
したいと思ひます。

○森國務大臣 御承知の通り、水産の
最も大事な資材が油、漁網等にあるわ
けであります。この資材が連合國の
特別なる好意によつて配給されておる
というやうな情勢であります。連合軍
といひまして、なぜ水産に對してや
かましくいろいろな統制を強化される
かと言ひますと、日本の食糧を総合的
にやらなければならぬ。それについ
ては水産物の生産を興し、そのできた
水産物は公正に國民の食糧として供し
て、一部に偏在してはいけません。こ
ういふ考え方が基礎になつておるわけ
であります。先般も天然資源局に相談に
参りまして、どうかして漁区の拡張を
してもらひたいと、政府といたしまし
ては正式に懇請いたしたのでありま
す。なお捕鯨船隊の増加等も懇請いた
しておるのであります。そういうふう
な事情に置かれておるために、従つて
魚介類の統制がある程度強要されるこ
ともやむを得ないのであります。しか
し今日の事情は、先ほど安本からも
説明されたことと思ひますが、國民
の経済事情等もありまして、また前
とは食生活がいづらか緩和された点も
あるのですが、水産物の配給が
拒否されるという事実があるのであり
ます。どれだけのものが拒否される
か、統計によりまして、八〇%以上が
拒否されているということも言われる
のであります。これが現実に拒否され
たのか、拒否されたとしてさうに
取扱つてゐるのか、その点についても
多少の疑いがあるのであります。事実

において末端配給をいたさんといたし
ましても、消費者がいりませんとい
うことがはつきりいたしておりますこ
とは事実であります。しかしいづれの家
庭におきましても、相當の魚肉の供給
は必要であります。魚肉の供給を規
則的にこちらの考え方のみによつて配
給するよりも、むしろ消費者の意思に
よつて配給を受けるというふうにした
らどうかと考えるのであります。これ
はいづれか申しましたが、一箇月なら
一箇月の配給期間のクーポン制にし
まして、消費者がほしいときに登録店
でそのときにある魚類をそれと引きか
えにもらつてというようにすることが、
消費者の便宜ではないか、こういうこ
とも考えているのであります。なお連
合軍は、そういう立場であります。で
、今日のように八〇%以上も拒否さ
れるのではないか、これは連
法の取扱ひをしておるのではないか、
さらに一層強化せよという趣旨もある
のであります。今日の情勢では、消費
者がそれだけ要求しないという現
面、あるものであります。しかし統制の
面におきましては、大衆の必要といた
さるものはできるだけ統制から除いて
行つたらよからうではないかといふこ
とを考えておるのであります。今一々
これ／＼というものを例示するわけ
には参りませんが、漸次実情に即し
て統制を緩和する、あるいは統制の方
式を変更するといふことも、関係方面と
協議を進めて行きたい、かように考
へておるのであります。この面によつて
は、日本の食生活の事情をよく関係方
面にも話しまして、現実に沿うように、
漁業者も迷惑を少くし、消費者も希望は
満足できるように、統制方式を是正して

行きたい、努力をいたしたいと考えて
おるわけでありまして。
なお魚肥の問題であります。これ
は御承知の通り、一時飼料として取扱
ひをしたのであります。飼料として
魚肥を取扱うことははなはだ不自然で
あります。日本の肥料事情から見ま
しても、当然これは肥料として取扱
べきであります。ところが魚肥の價格
の問題であります。魚肥の價格をある
程度抑制しておることは、肥料の欠
乏のために、非常に魚肥が農業者から
要求されて、りつぱに食料にまわるべ
き魚類が、ことさらに肥料として生産
されるという面がありましたので、食
用の魚の價格と肥料の價格との關係か
ら、比較的魚肥の價格が抑止されてお
つたのだらうと思ひます。しかし今日
の食糧事情も相當に緩和されておる時
代に、さらに肥料の要求がやかましく
叫ばれておるわけでありまして、相
當價格についても物價廳で考慮を拂
つたあるわけでありまして、從來は御承
知の通り飼料としてこの魚肥を取扱
ておつたのであります。こんなもの
はまつたく形式だけであります。こ
れは飼料にすべきものではありませ
ん。当然これは肥料として價値のある
ものであり、油をしぼつたあととこと
にいい肥料であります。肥料とし
て取扱うのが當然なのであります。こ
ういふやうなもの、水産の状況から
見まして、この統制を撤廃するとい
ふことは考えなければならぬと思つて
あります。私の方針としては、かよう
なものはできるだけ統制を撤廃したい
という氣持を持つておるのでありま
す。この間飼料からこれを解放いたし
ました後においても、それを全部解放

してはいけません。肥料なら肥料とし
て、集荷配給を系統的に、はつきりそ
のルートを明らかにするように措置し
なければならぬといふことになりま
して、魚肥の集荷機關を設け、またこ
れが、各府縣の必要なる需要者との直
接の結びつきをつくるという制度を設
けざるを得ないやうになつたのであり
ます。價格の面につきましては、今後
肥料という立場から、食糧の價格、農
産物の價格等と勘案いたしまして、適
当に是正して行きたい、かように考
へております。これも今申しましたよ
うに、りつぱに食料になる魚が、肥料
が高いと肥料にされてしまふといふ現
実があるわけでありまして、その弊害
を除去する程度の價格の適正化が必
要であると考えておるわけでありま
す。

○玉置委員 ただいまの大臣の御答弁
で大体満足いたしますが、最後に一言
要望しておきたいことは、食料になる
ものを、ことさらに肥料につくること
は、内地はどうかしりませんが、北海
道の現段階においては絶対にあり得な
い事情でありまして、多量に漁獲され
た鮮魚を内地送りをする場合に、鐵道
ないし船舶を利用して出さうとしても
出せない場合、自然肥料としてつくる
場合が多いわけでありまして、そういう
ことでありまして、この事実を特に御
認識を願ひたいことと、それから肥料
統制規則によりまして、今日集荷機關
がそれ／＼設けられたのであります。が、
この内容を関係業者から聞いてみま
すと、ほとんど戦時中において行われ
ておるごとき統制方式をもつて臨んで
おるわけでありまして、現内閣は自由方
式をモットーとして、すべて立たんと
しておる。この方針に即應して、でき
るかぎりひとつこれを緩和し、なるべ
く自由意思を取入れた集荷配給の方法
に是正されるやう、特段の御考配をお
願ひしたいと思ひます。

○砂間委員 統制の問題に關連して、
二、三の点につきまして大臣に御質問
申し上げたいと思ひます。第一は現在
魚の生産者價格が非常に安いことであ
ります。やみに流れたりなんかするこ
とも、その一つの大きな原因はここに
あるものであります。この魚の生産者價
格をもつと引合う程度に引上げる意
思はないかどうかという点。

それから第二には、生産者と消費者
との間の中間の機關があまり多過ぎる。
特に荷受機關なんかありまして、せつ
かく出荷して來たものを拒否したりし
て、それを自由販賣することもあると
いうことであります。最後の消費者
價格と生産者價格との間に非常に大き
な開きがあつて、中間搾取といふもの
が非常に多いわけでありまして、この点
にかんがみまして、もつと出荷配給の
機構を簡單にして、一言にして言へば
生産者と消費者とを直結するやうなふ
うに改善する必要があるのではないか
と思つておるのであります。それにつ
いての御意見。

それから第三点といたしましては、魚
のやうなものを全國圖一に統制する
といふことは、およそ不合理だと思つ
てあります。特に生のものを――豊漁
や不漁がありますし、また需要なんか
にしましても、山村と大都市といふ
でいろいろ違ふと思ひますが、それを
全國圖一の價格で統制するといふこ
とは、いろいろ不合理があると思つ
て、それを地方的に統制するとい

て、集荷配給を系統的に、はつきりそ
のルートを明らかにするように措置し
なければならぬといふことになりま
して、魚肥の集荷機關を設け、またこ
れが、各府縣の必要なる需要者との直
接の結びつきをつくるという制度を設
けざるを得ないやうになつたのであり
ます。價格の面につきましては、今後
肥料という立場から、食糧の價格、農
産物の價格等と勘案いたしまして、適
当に是正して行きたい、かように考
へております。これも今申しましたよ
うに、りつぱに食料になる魚が、肥料
が高いと肥料にされてしまふといふ現
実があるわけでありまして、その弊害
を除去する程度の價格の適正化が必
要であると考えておるわけでありま
す。

○玉置委員 ただいまの大臣の御答弁
で大体満足いたしますが、最後に一言
要望しておきたいことは、食料になる
ものを、ことさらに肥料につくること
は、内地はどうかしりませんが、北海
道の現段階においては絶対にあり得な
い事情でありまして、多量に漁獲され
た鮮魚を内地送りをする場合に、鐵道
ないし船舶を利用して出さうとしても
出せない場合、自然肥料としてつくる
場合が多いわけでありまして、そういう
ことでありまして、この事実を特に御
認識を願ひたいことと、それから肥料
統制規則によりまして、今日集荷機關
がそれ／＼設けられたのであります。が、
この内容を関係業者から聞いてみま
すと、ほとんど戦時中において行われ
ておるごとき統制方式をもつて臨んで
おるわけでありまして、現内閣は自由方
式をモットーとして、すべて立たんと
しておる。この方針に即應して、でき
るかぎりひとつこれを緩和し、なるべ
く自由意思を取入れた集荷配給の方法
に是正されるやう、特段の御考配をお
願ひしたいと思ひます。

それから第三点といたしましては、魚
のやうなものを全國圖一に統制する
といふことは、およそ不合理だと思つ
てあります。特に生のものを――豊漁
や不漁がありますし、また需要なんか
にしましても、山村と大都市といふ
でいろいろ違ふと思ひますが、それを
全國圖一の價格で統制するといふこ
とは、いろいろ不合理があると思つ
て、それを地方的に統制するとい

て、集荷配給を系統的に、はつきりそ
のルートを明らかにするように措置し
なければならぬといふことになりま
して、魚肥の集荷機關を設け、またこ
れが、各府縣の必要なる需要者との直
接の結びつきをつくるという制度を設
けざるを得ないやうになつたのであり
ます。價格の面につきましては、今後
肥料という立場から、食糧の價格、農
産物の價格等と勘案いたしまして、適
当に是正して行きたい、かように考
へております。これも今申しましたよ
うに、りつぱに食料になる魚が、肥料
が高いと肥料にされてしまふといふ現
実があるわけでありまして、その弊害
を除去する程度の價格の適正化が必
要であると考えておるわけでありま
す。

うことを考えておられないかどうかというこの三点。

それからなお資材の点に關連いたしまして、現在底引とか、かつお、まぐろとか、こういう大きな船は、出漁をする前に基本配給を受けて出て行くわけなのでありますが、漁があつてもなくても基本配給は受けておる。ところが沿岸漁民になりますと、供出にリンクして資材の配給を受けることになつております。しかし漁というものは不定でありまして、沖へ出かけて行つて油を使つて、網をいためて、魚が何とれないとかいう場合にも、現実に供出をしなれば資材及び食糧の配給を受けられないということは、はなはだ不合理だと思ひます。資材や食糧の配給を、リンク制ではなく、全部基本配給にする方針があるかどうか。

それから現在資材調整事務所がいろいろ物資を扱つておられるわけですが、非常に不正というか、やみ流しというか、そういうことが全国的にいろいろあるようです。そこで資材や食糧の配給をもつと民主的な方法でやる必要がある。私の考えを率直に申し上げますと、たとえば協同組合なんかを中心にして、たとえ協同組合なんかを地方的に供出し、それを基本配給の線に沿つて物資の配給を受けるようにすれば、いろいろの弊害が除去されるのではないかと。価格の決定なんかも、供給と需要の点を考えまして、地方的に協同組合なんかを中心になつてやつて行くようにすれば、うまく行くのではないかと考えておられるわけでありまして、それらの点について、そういうふうな今の統制を改善して行くというのを考えておられないかどうか、以上の

の点につきまして大臣に御所見を承りたいと思つておられます。

○森國務大臣 先にお述べになりました三つの問題、これは実に私も同感なのであります。一体時期と、時間と、量、この三つに支配されるものを、同一価格によつて統制して行くというところにむきがあるものであります。けさのとれた魚と夜とれた魚、あるいは大漁のときと、不漁のとき、それから最もいい季節のときと、あるいは悪い季節のとき、こういうものを同一の公定価格にして行くということが不自然なのであります。われわれが統制撤廃を考へるのはここにあるのであります。蔬菜などはこの点において撤廃を強調いたして実現したわけでありまして、先ほどもお答えいたしました通り、何分生産の主要資材に連合軍の特別な好意が寄せられておるために、そういう自由な立場において、力ある者が多くとり、力なき者は食ふたぐとも食ふべからぬということがあるては、足りない物資としてはいけない。これは適正なる配給をし、國民の保健上ある一定率を食ふせなければならぬという氣持で、統制が置かれておるのであります。この原則に基きまして、不自然な統制が今日行われておるのであります。これは何とかしてこの原則に基いて生産された漁獲物が、ほんとうにその価値を現わすようになる方法はないかというのを、今日考えなければならぬのであります。なか／＼これはむづかしい問題であります。今日の段階といたしましては、やむを得ないのではないかとおもうのでありますが、價格の面においてこれは是正し得られるのではないかとおもうのであります。こ

の点につきまして安本なり、物價應といたしまして、十分研究を進めておつてくれるわけでありまして、政府におきましては、この水産局に対する原則を失ふぬ上におきまして、今お述べになりましたような水産物のほんとうの価値を現わして行くというふうに、價格の面においては是正の方針を考えて行きたい。かように考えるのであります。

なお中間機關の擷取の点であります

が、これはまことにごもつともでありまして、何とかして生産者と消費者との直結ということは、いずれの業態でも考えられることでありまして、ことによりまして、トンネル機關でありまして、ただ帳簿を通したただけで手数料をとられるという統制の形式がありますが、生産者といたしましては消費者といたしましては迷惑をこうむるのであります。だといつて、全然これを今日の運輸配給等の機構から考えまして、集荷あるいは配給の機關を全然無視してしまふということまで今日の経済組織が進んでおりませんが、できるだけ中間の機關を除去いたしまして、生産者と消費者がなるべく近寄るような組織に持つて行くことは、いずれの産業においても必要であります。水産業におきましても、できるだけそういう煩雜な機構を除去いたしたい。かように考えておられるわけでありまして、また画一的な統制はいかぬではないかといふことは、まことにごもつともでありまして、日本の現状から見まして、これをどこでもかしこでも画一的な統制をやつて行くということに統制といふことの矛盾不合理があるのであります。この点もお氣付きのよう

に、われ／＼といたしまして、是正して行かなければならぬという点は相当地考慮いたしておりますので、できるだけこういうこともあまり画一的にわたらないように考えて行きたい。かように考えるのであります。

なお資材の配給の面であります

が、これはお話の通り、きようは魚がとれようかどうかということは、大きな希望を持つて船出をいたしましたも、その日の都合によつてはほとんど漁獲がなかつた。かえつて漁獲がなかつたときには、よけいに油を消耗したり、資材を消耗したりするのであります。豊漁のときは資材の消耗がなくて、うんと魚をとる。こういうときはかえつて油を使わなかつたというやうなこともあるのであります。リンク制で魚を出さなければ資材はやらない。こういうことになつておられますので、こういうところから漁業を営む上についての矛盾があるのであります。こういう点につきましても、できるだけ關係方面の認識を深めていただくように努力はいたしておるのであります。漁がきまつてあればけつこうでありますけれども、今申しましたように、勢い込んで船出して、空でもどつて来たといふことも事実あるのであります。そうしてより以上の資材を使つておるという実情があるのであります。何を申しましても、血の一滴と言われるやうな油であり、これを連合軍司令部から配給を受けておるやうな情勢でありますので、今日のやり方といたしましては、關係方面との事情やむを得ないやり方と御承知願ひたいのであります。しかし大きい漁業の遠洋漁業というやうなものに對しましては、前もつて資材を

配給いたしておりますことは、これはその業態の性質上やむを得ない情勢になつておるのであります。この点も事情御了察を願ひたいと思つております。なお調整事務所の取扱ひにおいて、資材をやみに流しておるというやうなお話でありましたが、調整事務所として、こういう貴重な資材を配給いたしておりますものは、本省より直接各府縣に割当てまして、その割当によりまして、これを執行するのでありますから、不必要なものは決して割当はいたしておりません。申請しておるものの全部はとうてい割当られないやうな情勢でありますから、また割当てましたものが、はたして割当てた人がそれをうまく利用しているか、活用しているかといふことも注意を拂つておるわけでございますから、この方面からは、やみに流れるというやうなことは全然ない。またそういうやうな不確実なところには、断じて配給しないということを御承知願ひたいと思ひます。

なお協同組合の利用の問題であります

が、これは地方の漁業の実態によつて考慮しなければならぬと思ひますが、現に水産業が水産協同組合となりまして、こういう方面に對しまして、協同組合自体の仕事として集荷し、集荷の機關としてこれは現在もまた將來もそういうやうな方面に大いに活動してもらはなければならぬ。かように考えたわけでありまして、

○松田委員 私どもは選挙に際しまして、生鮮魚介の統制撤廃をスローガンとして公約して参つたものであります。大臣も民主自由党出身の大臣として、ただいままでのいろいろ議

論をも、また御体験をもちり得ておることだろうと存じます。今日この会議におきまして、安本の御意見では、なかなか現在の段階といたしまして、資料の整備をしないというは、この生鮮魚介の自由販賣を、とうていなしがたいような事情にあるという御意見のように私は思われるのであります。この点十分に御調査を願ひまして、一日も早くわが党の公約である自由経済、すなわち生鮮魚介の撤廃をお願いしたいと存するものであります。ただいまにおける段階といたしまして、水産廳、安本において樹立されんとしておる試案に対する意見を、せめてもこの会期中に発表し、現段階として統制を緩和するようにお願いしたいと存するものであります。この点に対する大臣の御所見を伺いたいと存じます。

○森國務大臣 私は統制は根本的にきらないのであります。しかし統制せざるを得ないような日本の経済情勢であるのであります。一つの統制をやめると、十の統制がくずれて来るのであります。それで、一つの統制を碎くといふことは、十の統制を碎く準備が要るのであります。一たん統制をいたしますと、そのものは統制をはずすことができません、それをはずすことによつて、さらに付随して十の統制をはずして行かなければならぬ。一と十と限つたわけではありませんが、そういう複雑な関係があるのであります。水産物におきましても、今申しました國民の保健上欠くべからざるものと認められるものは、これはやはり食糧確保の上、また総合食糧の上から申しましても、統制をして行かなければなりません、統制をして何らの

価値のないものがある。そんなものは、どん／＼統制外に置いていいと私は思ふのであります。ところが今日統制のために非常に利益を得る業者が多いのであります。統制を撤廃しようというやうなうわさが立ちますと、統制をはずされては困るという、非常な猛烈な反対運動が起つて参るのであります。一つの品物を名指してはかえつて悪いと思ひますが、その品物が長い間におきまして、何ら価値がかわらない。そうして価値のかわらぬもので、また相当生産されるもの、いわゆる貯蔵がきき、相当量のあるものが統制されておる。それを統制をはずそうとすれば、それをはずすことによつて不利益をこうむる業者が、非常に反対をするのであります。それが何だか輿論のごとく聞かれました、遂にせつかく統制を緩和しようと思ひましたことが、途中から強化せざるを得ないやうな面が起つておる事情であります。そういうことに責を負ふ、必要欠くべからざるものは統制しなければなりません。が、統制しなくてもいいものは、これはいかに業者がそういう私的立場から反対いたしましたも、統制を緩和して行きたい。かような考えを持つてゐるのであります。今日ならば私が統制がきらいだからといつて、ピンからキリまで全部統制を緩和するといふことは、いろ／＼の事情があり、また簡単にさやうなことはできませんが、漸次いろ／＼な統制方式を変更いたしました。そうして國民生活に寄與をいたすやうに是正して行きたい、かやうに考へておることを御承知願ひたいと存じます。

○砂間委員 先ほどの問題に關連いたしました。もう少しお伺ひしたいと思ひます。先ほど大臣は、漁業の実態にかんがみまして、基本配給にする方針が正しいと思ひけれども、諸般の事情でなか／＼／＼も行かないといふやうに言われたと思ひますが、事実遠洋漁業のやうな場合には、基本配給を受けてやつてゐるのですが、沿岸の零細漁民なんかは、リンク配給といふこれまでの形だと、まづたか／＼経営が立つて行かないやうな状態になつて來ておるのです。ぜひこれは資材及び食糧の点について、基本配給にしていただきたいという希望を一つ申し上げておきます。

それから油の配給につきまして、大体この配給は需用者に直接配給するといふのが原則だと思ひますが、愛媛や高知におきましては、漁業会に配給されてゐる。しかも漁民が非常に最近貧乏で金がないために、配給を受ける資力があつても、網だとか、その他のいろいろな資材を實際とりに行くことができない、もうことができない。それで漁業会に配給して來てゐるのです。漁業会では持つてゐるけれども、それを實際に漁民が受取る金がないので、漁業会に資材が残つてゐる。それを漁業会が横流ししておるといふやうな事実があるわけなのであります。こういうやり方は非常に間違つておるのではないかと思ひます。大体漁業会みたいな團體に配給するといふこと自体が、法令違反じゃないかと思ひますが、この点についてどうお考えか、ちよつと一言お伺ひしたいと思ひます。

○森國務大臣 石油だけがリンク制になつてゐるわけでありまして、石油は御承知の通り、あゝい關係の品物でありまして、團體の配給はいけな、個人割當に切符が切られるのであります。しかし今日の漁業協同組合といつたしましては、協同漁業者が集まつたひとつの團體でありますので、この漁業協同組合がかつて漁業会と申した時代に、政府が助成してタンク等の設備をいたしたのであります。また小さい漁業組合におきましても、ドラムカンを持つとか何とかして、相当貯蔵準備をしてゐるのであります。それで、それが原則であります。個人に割當てたものを、一時的に漁業会の貯蔵設備にこれを貯蔵するといふことは、その土地の事情で一般の石油配給業者がないといふやうな場合においては、利用してさしつかえないと思ひるのであります。それで今お話のように、個人に配給すべきものを漁業会に配給してゐる。ところが個人が油なり石油をもらふ金がないために、いかに行かない、もらひに行かないからこれがほかへ流れるといふやうなお話がある。これはお話であります。これは個人に切符をやつても、金のないものは期限が経過してもらへぬといふことになるのであります。それでありますから、私はそういうやうな漁業者で資金のないといふやうな人に対しては、漁業組合がその漁業組合員の内容がよくわかつてゐるわけでありまして、その仕事を信用して、そしてこれは漁業協同組合がかつて一時その油を受けて、漁業者に配給するといふ親切があつて、初めて私は漁業協同組合の目的を達するのではないかと思ひるのであります。個人では金がないと買えないが、漁業協同組合から一時金を出して、切符で油を受取つてもらつておいて、そしてこれを組合員が配給を受けて、その配給した漁業者に対しては、その漁業者の忠実なる漁業の働き、漁獲があるといふことを担保として信用いたしまして、漁業協同組合は、そのめんどろを見てやる。これが漁業協同組合設立の趣旨であると思ひますのであります。そういうものを横流しするといふやうなことは、できようはずありませんし、また切符が個人に切られておるのでありますから、一時的にこれを貯蔵いたしておりましても、やはりその切符と引きかへなければこれが配給ができ得ないのであります。もしも漁業協同組合がそういう不正なことをやるやうなことがあれば、断じてこれは不都合な次第でありますので、取締ることは決して躊躇いたすものではなないのであります。ただ漁業協同組合といつたしましては、力があろうがあるまいが、ひとつの組合をつくつて、お互いに助け合つて漁業を営むといふことのためにできた組合でありますから、そういうやうに組合を指導して行きたい、かやうに考へておるわけでありま

す。

○石原委員長 時間の余裕がありませんから、もう二人くらいで……ひとつ簡単に願ひます。

○田口委員 東畑政府委員にちよつとお伺ひします。先ほど野菜、煉炭なんかのマル公をはずされた理由といたしまして、マル公をやみ價格及び実効價格が大体接近してゐる。そして將來もこれが持続ができる。こういう見通しがつた場合においてマル公をはずすのだ。こういうやうなお話がござい

ました。水産物につきましては、まだそこまで達していない、こういうようなお話のように承つておるのでございますが、昨今の生鮮食料品、ことに鮮魚の状態を見てみますと、先ほど松田委員からお話になりましたように、ほとんどマル公を維持できない地方が大部分でございます。わずかに関東の一部が少し維持している。関西及び九州方面はほとんど維持ができていない。また製品につきましては、夏堀委員から御説明がございましたように、ほとんどマル公を割つていられる実情であります。安本といたしましては、消費者が購入する価格、これは御承知の通り小賣業者が拒否いたしました、持つて行つたものを適当に賣つていられる価格でございます。この価格をもつて一般の水産物の価格問題を押えるという事は、どうかと考えるのでござい

ます。われ／＼から申しますと、ただいま鮮魚も製品もマル公をほとんど割つていられる実情でございますから、もしだマル公とやみ実効価格が一致をしていられるという見地から申しますと、すみやかに鮮魚あるいは製品のマル公をはずされる時期に達しておる。こういうふうにご考慮の点でございますが、この点ひとつさらに再調査をお願いするのでございます。

さらに、このマル公を撤廃することがほかの理由によつてどうしても撤廃ができない。そういうような理由がありますれば、何か現状の配給方法、統制方法ではいけないという点から申しまして、何か改善の案を持つておられますかどうか。仄聞するところによりますと、水産廳ではクーポン制の案を持つておられる。こういうことを私

は聞いております。このクーポン制という点については、いろいろ欠点もありませんけれども、大体現在の購買力の減退しているために、せつかく割当てられたものを経済的に引受けることができない実情にある。こういう意味から……

○石原委員長 田口君、ちよつと要点だけ願います。説明はまた次の機会に願います。

○田口委員 ひとつの進歩であると考えられるのであります。こういう場合に安本に案がないといひますならば、このクーポン制などについて、水産廳及び安本等よく御研究くださいまして、こういう案をすみやかに実行していただく。こういうこともひとつの改善方法ではないかと考えるのでござい

ます。この問題につきまして御研究になりましたかどうか。御研究になりましたら、その経過がどうなつたかということをお伺いしたいのでござい

ます。以上二点についてお伺いいたします。

○東堀政府委員 消費者価格の問題であります。私の申し上げましたのは、先ほど申し上げました通りに、先月末までのことを申し上げました。ごく最近まで日本におきましてはそういう統計がないために、まだ現実の消費者統計で論ずるわけに行かないものでありますから、そういう答弁をいたしたのであります。現実的にマル公とやみ、実効価格というものが合つておれば、野菜と同じく私はそういう統制撤廃をし得るという認識に立つてもよいのではないかと。もちろん消費者価格が高いのは物の需給の面がなくて、別個のマル公があるために悪いとあれ

ば、その配給機構そのものの欠陥を是正する。こういうふうには考えざるを得ない。いろいろ御専門にわたる御意見でありますし、私個人的に申し上げますれば、実は専門でもございませんで、なおよく調査をいたしまして、改善したいと考えております。ただいま政府の方で改善の案があるか、ことに水産廳の方でクーポン制の案があるかどうかというお話のようでありまして、かね／＼水産廳事務当局の方でそういう御案があることは、間接に伺つております。安本当局の方でもいろいろ案を考えておりますが、実は関係方面等からも現実に実効価格が高いではないか。これをどうするかという点について、農林省の方と私とが呼ばれて、至急これの具体案を立てるという内々のお話が実はあつたのであります。われ／＼水産廳の担当の方で、目下いろいろ具体案につきまして、案をねつておるのであります。ただいまのところ実は政府としての決裁を得ておりませんし、ここでこういう案だと申し上げられませんが、われ／＼としても目下至急に案をねるべく準備中でありまして、何ぶん水産委員会にこうきまりましたと申し上げる段階に達していないことを御了承願いたいと思ひます。

○石原委員長 時間の関係で本日は資料関係はこの程度でとどめたいと思ひます。

○石原委員長 次に漁業法案及び漁業法施行法案を一括議題に供します。鈴木君。

○鈴木(善)委員 漁業法の一部改正法律案につきまして、農林大臣にお尋ね

いたします。今回の改正法律案の中で、免許料及び許可料を徴収いたします。漁業調整委員会の運営に要する費用とこれを充てる、こういう案の内容になつておりますが、漁業権の補償にこれを充てることは首肯できるのでありますけれども、漁業調整委員会の運用に使う経費は、これは当然行政費でありまして、このように行政に要するところの費用は、國家において当然負担すべきものと考えるのであります。この点につきまして、調整委員会の運営に要する費用は、國家の経費においてまかなうように、御処置をされる御意向はないかどうか。この点をまずお伺いしたいと思います。

○森國務大臣 御意見のあるところ一應ごもつとも感ずるのであります。すべての行政の経費につきましては、國家が当然負担して行く建前になつておるのであります。今回の水産、漁業界に対する行政措置として、今お述べになりましたような措置をとつたわけでございますが、これは將來の行政措置の上において考慮を拂いたしたいと思います。現在の考えと申すのであります。將來の考え方としては、この法案に示している方向によるべきであるという結論を持つておるのであります。將來につきましては、この法の実施に伴いまして、また國家の財政等の関係からこれを適当に処置して行きたいと思ひます。いろいろ國家の行政の面におきましては、独立性のものもありま

すし、また一般國費にこれをその面から繰入れるものもあるものであります。これは將來行政上考慮を拂つて、適当に是正して行きたい、かように考

えておるのであります。

○鈴木(善)委員 大臣の御答弁は含みのある御答弁でありましたが、農地制度の改革に要するところの調整委員会の費用にいたしまして、現在漁業権の許可、免許に要する費用でも、これは國家費用でもつてやつておるのでありますから、ぜひともそういうぐあいに実現できますように、御配慮をお願いしたいと思います。さらにもう一点この機会にお伺いしたいのであります。それは今回の漁業法の改正におきましては、漁業権に関する面は、漁業の民主化と生産力の発展のために、相當の配慮が行われておるのであります。それは日本の漁業の半分程度を占める漁業権に依存する漁業でありまして、その他の漁業、すなわち許可漁業の大きな部分につきましては、何らの対策が講じてない。日本の漁業の大きな部分を占めるところのこの許可漁業の制度を根本的に、今回の漁業権改革と併行してやりになる御意思があるかどうか。許可漁業の改革のために單行法を近き將來にお出しになる御意思があるかどうか、この点をお伺いいたしたいと思ひます。

○森國務大臣 これは將來考慮を拂つて行きたいと考えておるのであります。今日民主化の上から、一應地方自治体に対する相當の権限を附與して行くといふことは、國自身の建前としては當然であります。それを逸脱するようなことがありましては、國家的立場から考慮を拂わなければなりませんから、將來におきまして、あるいは單行法を設けて、そういう逸脱せぬような制度を設けて行かなければならぬような段階になるのではないかと考

えておるのでありますが、できるだけ
地方自治体の権限に委譲して行き
たい、こういう氣持を持つておるわけ
であります。

○石原委員長 この程度で打切りま
す。

○石原委員長 この際お諮りいたしま
す。去る十三日議院運営委員会にお
いて、本委員会に理事二名の追加増員が
決定いたしました。これは互選を省
略して委員長において指名するに御異
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めま
す。委員長においては、松田鐵藏君及
び早川崇君の両君をそれ〴〵理事に指
名いたします。

これをもつて本日は散会します。

午後一時五十分散会

昭和二十四年六月二十八日印刷

昭和二十四年六月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局